

職員の給与に関する条例附則第5項又は第7項の規定による給
料に関する規則

令和5年5月25日規則第7号

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）附則第5項の組合規則で定め
る職員又は同条例附則第7項の組合規則で定める給料の支給については、大阪市
の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。